

令和7年度
大田区地域密着型サービス整備・運営事業者
公募要項
(補助金活用)

令和7年9月
大田区

目 次

- 1 公募の要旨
- 2 令和7年度施設整備予定数
- 3 公募時期
- 4 応募資格
- 5 応募の要件
- 6 応募の方法
- 7 大田区の選定方法
- 8 大田区の補助金
- 9 区内事業所一覧
- 10 整備状況((看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・
随時対応型訪問介護看護)

【担当】介護保険課基盤整備担当

電話：03-5744-1637

1 公募の要旨

大田区では、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスの整備を進めています。

当該公募は、より質の高い事業所の整備促進を図るため、補助金を活用して地域密着型サービス事業所を整備・運営する事業者を募集します。

2 令和7年度施設整備予定数

第9期介護保険事業計画に基づき、以下の施設整備について公募します。

サービス種別	整備圏域(補助金活用)	施設整備予定数
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ※介護予防含む	全圏域 (基本圏域)	1施設 ※募集は終了しました。
(看護)小規模多機能型居宅介護 ※介護予防含む	全圏域 (日常生活圏域)	1事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	全圏域 (日常生活圏域)	1事業所



基本圏域とは・・・

地域福祉課が所管する4圏域

【対象事業所】

◆認知症高齢者グループホーム

日常生活圏域とは・・・

特別出張所が所管する18区域

【対象事業所】

◆(看護)小規模多機能居宅介護事業所

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※注意点

- ① その他の地域密着型サービスの新規指定申請につきましては、別途介護保険課指定担当にお問い合わせ下さい。
- ② 選定された事業者については、区が定める加点(審査)項目の選定基準を守りながら運営を行うことが条件となります。守られなかった場合、補助金を返還していただく等、必要な措置をとることがありますので、加点をとる選定項目については十分にご検討ください。
- ③ 地域バランスの観点から、既存事業所に近接しないよう立地に配慮した事業計画としてください。
- ④ (看護)小規模多機能居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する場合、整備圏域(日常生活圏域)に同サービス事業所が複数ある等の理由により、補助対象として認められない場合があります。

3 公募時期

補助金を活用して整備する場合は、以下の応募受付期間内に書類一式をそろえて提出ください。

募集回	対象サービス	応募受付期間
第1回	(1)認知症高齢者グループホーム (2)(看護)小規模多機能型居宅介護 (3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4月21日(月)～4月25日(金)
第2回	(1)認知症高齢者グループホーム (2)(看護)小規模多機能型居宅介護 (3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7月22日(火)～7月28日(月)
第3回	(1)(看護)小規模多機能型居宅介護 (2)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9月22日(月)～9月29日(月)

※注意点

- ① 第2回公募における認知症高齢者グループホーム分と第3回公募分については、内示が令和8年度の見込みとなるため、令和8年度予算が大田区議会において議決されることが条件となります。
- ② 応募受付期間は東京都の補助協議スケジュールにあわせて変更になる場合があります。

4 応募資格

補助対象事業所の運営事業者又は補助対象事業所の建物を整備する土地・建物所有者とします。補助対象事業所の運営事業者は、以下の(1)から(8)の法人とします。

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第22条に規定する一般社団法人及び同法律第163条に規定する一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 農業協同組合法に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等共同組合法第3条第4号に規定する企業組合
- (8) その他法人格を有するもの

※次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 暴力団(大田区暴力団排除条例(平成24年条例第38号。以下、「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第2項に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められた場合

- (4) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) その他不正行為があった場合

5 応募の要件

以下の(1)から(11)まで要件を満たしていることを確認の上、応募してください。

- (1)高齢者の保健福祉に熱意と理解を有し、介護を必要とする高齢者やその家族などの多様なニーズへの対応を的確に実行でき、長期的に安定した運営ができること。
- (2)原則として、令和7年度中に着工できること。(ただし、補助金の内示が令和8年度の見込みとなる、第2回公募における認知症高齢者グループホーム分と第3回公募分は除く)
- (3)施設を整備する土地・建物について、以下の土地建物登記状況の条件を満たしていること。
 - ア 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域(災害レッドゾーン)を含んでいないこと。
 - イ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域(災害イエローゾーン)に施設を整備する場合には、当該区域で整備しなければならない理由があり、かつ、想定される被災リスクに対して、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策が講じられていること。
 - ウ 土地(及び改修型の場合は建物)の所有権の登記が済んでいること。
 - エ 土地・建物について共有名義でないこと。
 - オ 土地・建物について使用貸借による取得でないこと。
 - カ 土地・建物について転貸借による取得でないこと。
 - キ 土地・建物について当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されていないこと。
 - ク 土地・建物について根抵当権が設定されていないこと。
 - ケ オーナー型の場合、運営事業者の建物賃借権登記について、オーナーの同意があることを確約書等により確認していること。
- (4)以下の土地建物売買(賃貸借)契約書又は確約書の条件を満たしていること。
 - ア 建物の財産処分制限期間以上の契約期間(あるいは自動更新)となっていること。
 - イ 事業用定期借地契約でないこと。
 - ウ 建物譲渡特約付借地契約でないこと。
- (5)介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- (6)原則、法人が運営している事業所に対し、国・都・区などにより指導・監査が行われた場合は、重大な指摘を受けていないこと。
- (7)以下の財務状況の条件を満たしていること。
 - ア 開設後3ヵ月分の運営費(年間事業費の12分の3+100万円程度)が確保されていること。運営費は法人の自己資金で確保すること。法人事務費(原則100万円以上)として必要額が確保されていること。
 - イ 原則として過去3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。特別損失等の一時的な事由による赤字の場合は、その原因と黒字への転換計画(原則、開設予定時までには黒字転換が必要)について提出すること。なお、通常の営業活動(社会福祉事業又は介護保険事業に関するものは除く)に基づく赤

字は、一時的な事由によるものとは認められない。

また、過去3期のうち2期に営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められない。

ウ 債務超過でないこと。

直近の決算状況が債務超過になっていない、かつ今期を通じて債務超過の見込みがないこと。社会福祉法人にあつては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと。

(8)補助金の交付を受けて取得した不動産、又は効用の増加した不動産について、以下の点を理解していること。

ア 補助金の交付を受けて取得した不動産、又は効用の増加した不動産について、財産処分の制限期間(「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に準拠)を経過するまでは補助金受領者の責任において事業の目的通りに使用すること。

イ 事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認が必要となり、補助金の返還を伴うケースもあること。(承認基準は「補助金等交付財産の財産処分承認基準」(平成23年6月1日付23財主財第38号))

(9)施設の建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

(10)この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けないこと。

(11)施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。(ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。)

6 応募の方法

以下の(1)から(3)の提出書類の体裁を整え、応募受付期間内に担当まで提出ください。

(1)提出部数は、正本1部。

(2)各書類は、証明書类等規定のものや図面等を除き、原則A4サイズとすること。

(3)項目ごとに合紙を入れ、インデックスをつけ、パイプ式ファイル等に綴じること。

受付窓口

大田区福祉部介護保険課基盤整備担当

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 (大田区役所3階)

電話03-5744-1637 ファックス03-5744-1551

※受付時間:9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日は除く)

※注意点

- ① 応募受付期間前日までが事前相談期間となります。受付期間中は整備に関する個別相談等は承りません。
- ② 応募することが確定した時点(書類が整うのを待たずに早めの段階)で下記担当まで必ず電話等でご連絡ください。
- ③ 応募の際は必ず事前に電話で日時を予約の上、来庁してください。
- ④ 応募書類等が揃っていない場合は受付ができません。
- ⑤ 大田区ホームページ内「地域密着型サービス情報」にある「地域密着型サービスの各種情報(条例、規則)」等の情報を必ず確認の上、応募してください。
- ⑥ 締切日を過ぎてからの資料の追加提出等はお受けできませんのでご注意ください。
- ⑦ オーナー型での整備を計画する場合は、土地・建物所有者に対して当該サービス事業概要、抵当権設定の制限等について十分な説明をお願いします。また、応募書類の提出時に土地・建物所有者も同席していただきますようお願いいたします。
- ⑧ 第2回から第3回の応募受付は選定数が公募数に達しなかった場合に実施します。
- ⑨ オーナー型整備の場合は、補助金の交付決定を行う際(2年以上の継続事業の場合は最終年の交付決定時)に、大田区と土地所有者等の間で、安定的・継続的な事業運営に係る協定書を締結していただきます。(詳細は巻末の別紙をご参照ください。)
- ⑩ この応募をするにあたって、他法令などで手続きが必要か否か確認してください。
(建築基準法、東京都建築安全条例、都市計画法、消防法、労働安全衛生法、労働基準法等)
- ⑪ 東京都、国から計画について指導された場合や、制度改正等によって施設基準の変更がある場合等は、当初の計画を変更していただくことがあります。
- ⑫ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ⑬ 提出書類は返却しません。
- ⑭ 事情により、応募後に辞退する場合は速やかに辞退届(様式自由)を提出してください。
- ⑮ 大田区が選定する地域密着型サービス事業所として、不適当と判断する場合に審査の対象外とする場合があります。
- ⑯ 本事業は地域住民の理解と協力を前提としています。選定された場合は事業計画についての説明を、事業者の責任において、住民説明会等により町会や近隣住民へ十分に行うことが求められます。

■ 7 大田区の選定方法

(1) 選定方法

- ア 応募事業所について、厚生労働省及び大田区が定めた指定基準を満たしていることを確認します。
- イ 東京都が定める補助金の審査基準・審査要領及び大田区が定める各地域密着型サービスの選定基準等を満たしていることを確認します。
- ウ 区が審査上、必要と認める場合には、ヒアリング及び整備予定地の現地確認等を行うことがあります。
- エ 外部の有識者との協議による「大田区地域密着型サービス運営協議会」(6月、9月、11月、

2月に開催予定)にて選定を行います。

オ 応募事業者の評価点が同点である場合は、地域バランスを考え、それぞれの計画地から最も近い事業所までの距離がより離れている方を選定することとします。

(2)選定結果

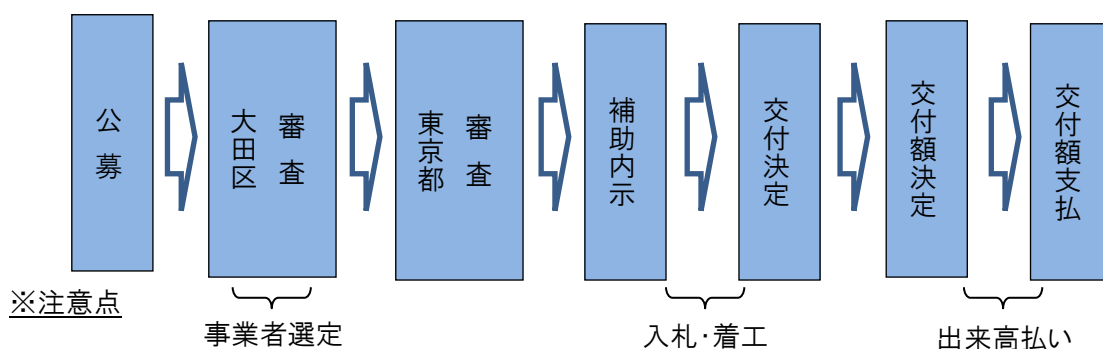
ア 全ての応募事業者に選定結果を個別に文書で通知します。

イ 選定の結果、全ての応募事業者について本事業の目的が達成できないと判断した場合は、選定事業者該当なしとする場合があります。

ウ 選定後において、提出書類に虚偽の記載や本要項に関する重大な違背行為等が判明した場合は、選定結果を取り消すことがあります。

■8 大田区の補助金

(1)補助金制度の流れ(整備費補助の場合)



- ① 補助金の活用を予定されている場合は、入札及び着工は東京都の補助内示後に行ってください。また、案件によって補助金額が異なりますので、必ず事前相談(電話予約)にお越しください。
- ② 補助金は東京都との協議等により交付が決定されますので、大田区で選定されても必ずしも交付されるとは限りません。資金計画等の策定にあたって、補助金の不交付も念頭におき、十分対応できる場合に限り応募するようにしてください。
- ③ 補助金を活用した場合、開設後に利用料(家賃、食材費、光熱水費、共益費)を変更する際には東京都への協議が必要になります。
- ④ 東京都から補助内示が出た後に、図面等の変更は認められません。やむを得ず変更が必要な場合は、必ず変更する前にご相談ください。
- ⑤ 土地・建物に抵当権及び根抵当権が設定されている場合は認められません。ただし、当該施設整備に係る抵当権(根抵当権は不可)や、抹消に確実な見通しがある場合はご相談ください。
- ⑥ 土地・建物について共有名義は認められません。

(3)地域密着型サービス 施設種別ごとの整備費補助金一覧(※1～5)

施設等の種別	区分(※6)	認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金			地域密着型サービス等整備推進事業補助金	
		重点的整備促進地域(※9)	重点以外の地域	併設加算(※10)	基本単価(※11)	加算単価
認知症高齢者グループホーム(※7)	事業者創設型 オーナー創設型	54,490千円／ユニット ＋ 39,600千円／施設(※12)	44,490千円／ユニット ＋ 39,600千円／施設(※12)	10,000千円／施設	—	—
	事業者改修型 オーナー改修型	40,860千円／ユニット ＋ 39,600千円／施設(※12)	33,360千円／ユニット ＋ 39,600千円／施設(※12)	10,000千円／施設	—	—
(看護)小規模多機能型 居宅介護(※8)	事業者創設型 事業者改修型 オーナー創設型 オーナー改修型	—	—	—	39,600千円／施設	63,460千円／ 宿泊定員 9人の場合 (※13)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業者創設型 事業者改修型 オーナー創設型 オーナー改修型	—	—	—	7,000 千円／施設	—

- ※1 定期借地権の一時金に対する補助制度を実施しております。活用予定の場合はご相談ください。
- ※2 上記の補助基準額と対象経費の実支出額を比較し少ない方の額を予算の範囲で交付します。
- ※3 改修型は財産処分制限期間中は対象外となります。
- ※4 2年以上の継続事業は、補助金の交付が決定された年度の算定方法による補助額に各年の進捗率を乗じた額を各年度の補助額とします。
- ※5 東京都の補助金を活用するため、制度変更等により補助額が変更になる場合があります。
- ※6 整備手法は、主に土地所有者等が建物を整備するオーナー型整備と整備事業者が建物を整備する事業者型整備に分けられます。
- ※7 本体施設と一体的に運営するサテライト型のグループホームを含みます。
- ※8 本体施設と一体的に運営するサテライト型の(看護)小規模多機能型居宅介護を含みます。
- ※9 重点的整備促進地域については表1をご覧ください。
- ※10 併設加算は、認知症高齢者グループホームの整備と併せて、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護を整備する場合に限り、認知症高齢者グループホームの整備費として加算されます。ただし、既存事業所を定員の増員なく移転し認知症高齢者グループホームに併設する場合は加算の対象外となります。
- ※11 東京都地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)補助対象の地域密着型サービス施設または都市型軽費老人ホームを合築・併設する場合は×1.05
- ※12 基金加算として、基金を財源とした補助です。※11同様、基金補助対象の地域密着型サービス施設または都市型軽費老人ホームを合築・併設する場合は×1.05
- ※13 加算単価の補助額については宿泊定員により異なります。詳細については表2をご覧ください。

(表1)区内日常生活圏域と重点的整備促進地域(詳細は、お問い合わせください)

	重点的整備促進地域		重点以外の地域	
基本圏域	調布圏域	蒲田圏域	大森圏域	狛谷・羽田圏域
日常生活圏域	嶺町、田園調布、 鵜の木、久が原、 雪谷、千束	六郷、矢口、 蒲田西、蒲田東	大森西、入新井、 馬込、池上、 新井宿	大森東、 狛谷、羽田

(表2)加算単価の補助額

区 分	宿泊定員	基準額
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	1名	1,480千円
	2名	9,230千円
	3名	16,970千円
	4名	24,720千円
	5名	32,470千円
	6名	40,210千円
	7名	47,960千円
	8名	55,710千円
	9名	63,460千円

(3)地域密着型サービス 開設準備経費補助金一覧

区 分	補助金額	単 位
認知症高齢者グループホーム	989千円	定員数
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	989 千円	宿泊定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数

対象経費:施設等の開設時に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発費その他立ち上げに必要な経費)

※注意点

- ① 上記の補助金額×単位と、補助対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額を予算の範囲で交付します。
- ② 開設準備経費補助金は整備手法関わらず、運営事業者が補助対象者となります。
- ③ 開設準備経費補助金のみ活用される場合は、事前にご相談ください。

(4)(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の開設・運営支援事業

区内に新規開設する(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の開設後6か月間に支出した対象経費に対し補助を行います。

対象経費:事業に必要な使用料及び賃借料、需用費等

補助金額:上限3,000千円

※補助金交付額は3,000千円と補助対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額を予算の範囲で交付します。

9 区内事業所一覧

◆認知症高齢者グループホーム一覧(順不同)

※令和7年4月1日現在

名 称	所在地
グループホームさくらの家 東矢口	東矢口2-6-24
グループホーム虹の家みちづか	新蒲田3-26-17
グループホーム六郷	西六郷4-26-6
グループホームかたくりの里六郷	西六郷4-21-8
グループホーム友の里池上	池上6-5-14
せらび池上	池上4-2-5
グループホーム・ウエル	久が原2-28-22
花物語 うめ	鵜の木2-37-5
グループホーム百里	田園調布南8-23
グループホーム・オーチク	羽田2-26-4
グループホーム・ハート	羽田2-31-1
グループホームライブラリ大森東2番館	大森東4-40-10
グループホームきらら大森東	大森東5-21-9
グループホーム虹の家しおかぜ	大森東5-2-7
セントケアホーム西糀谷	西糀谷2-9-4
ニチケアセンター大鳥居	東糀谷2-7-8
ニチケアセンター本羽田	本羽田2-13-20
グループホームゆきの家	西糀谷4-2-12
グループホーム東京大田の家	大森南5-6-5
フラクタル ビレッジ 西六郷	西六郷1-19-6
フラクタル ビレッジ 羽田	羽田5-15-6
グループホームライブラリ大森東1番館	大森東4-40-3
フラクタル ビレッジ 大森南	大森南3-19-4
グループホームライブラリ大森南	大森南3-5-5
グループホームひかり大田中央	中央1-7-16
グループホームみんなの家・殿山北糀谷	北糀谷2-4-10
グループホームライブラリ中央	中央3-11-3
グループホームかがやき	中央1-7-3
愛の家グループホーム大田久が原	久が原2-23-10
グループホームのどか池上	池上5-4-5
愛の家グループホーム大田大森西	大森西5-24-18
ツクイ大田西六郷グループホーム	西六郷3-31-12
グループホーム大森東あやめ	大森東5-26-13
グループホームソラスト池上	池上7-23-21
グループホームたのしい家中馬込	中馬込2-9-11

グループホームきらら久が原	東嶺町26-5
グループホームひかり鶺鴒の木	鶺鴒の木1-20-14
ツクイ大田多摩川グループホーム	多摩川1-34-5
グループホーム大田蒲田	西蒲田6-5-17
はなまるホーム上池台	上池台5-9-17
ライブラリ大森東五丁目	大森東5-10-3
花物語 おおた	北馬込2-46-9
グループホームきらら池上	中央7-5-6
ミモザ多摩川	多摩川1-16-5

◆小規模多機能型居宅介護事業所一覧(順不同)

※令和7年4月1日現在

名 称	所在地
学研ココファン池上	池上 2-12-7
アクセス多機能センター	本羽田 2-16-23
みねまちの郷	鶺鴒の木 2-20-13
セントケア西糀谷	西糀谷 2-9-4
株式会社ケアサービス 小規模多機能型居宅介護 西蒲田	西蒲田 6-10-7
小規模多機能型ホーム大森東	大森東 4-35-16
小規模多機能型居宅介護 蓮沼	東矢口 1-18-2
ミモザ多摩川	多摩川1-16-5

◆看護小規模多機能型居宅介護事業所一覧

※令和7年4月1日現在

名 称	所在地
看護小規模多機能ココファン南千束	南千束 1-21-9

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所一覧(順不同)

※令和7年4月1日現在

名 称	所在地
定期巡回池上長寿園 24	仲池上 2-24-8
SOMPO ケア在宅老人ホーム大田	南蒲田 1-1-22
セントケア巡回ステーション西糀谷	西糀谷 2-9-4
そよ風定期巡回 かまた	南蒲田 2-8-10
カラース 24	大森西 3-19-21

10 整備状況((看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

◆((看護)小規模多機能型居宅介護

基本圏域	日常生活圏域	所管区域	整備状況 (令和7年4月1日)
大森	大森西	大森中一丁目(22番の全部を除く。)、大森中二丁目(13番から18番の全部を除く。)、大森中三丁目(6番から8番の全部を除く。)、大森西一丁目、大森西二丁目、大森西三丁目、大森西四丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森西七丁目、大森東一丁目、大森東二丁目、大森東三丁目、大森本町一丁目9番から11番の全部、大森本町二丁目、ふるさとの浜辺公園、平和の森公園	未整備
	入新井	大森北一丁目、大森北二丁目、大森北三丁目、大森北四丁目、大森北五丁目、大森北六丁目、大森本町一丁目(9番から11番の全部を除く。)、京浜島一丁目、京浜島二丁目、京浜島三丁目、山王一丁目、山王二丁目、城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、城南島七丁目、昭和島一丁目、昭和島二丁目、東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目、東海六丁目、平和島一丁目、平和島二丁目、平和島三丁目、平和島四丁目、平和島五丁目、平和島六丁目、令和島一丁目、令和島二丁目	未整備
	馬込	北馬込一丁目、北馬込二丁目、中馬込一丁目、中馬込二丁目、中馬込三丁目、西馬込一丁目、西馬込二丁目、東馬込一丁目、東馬込二丁目、南馬込一丁目、南馬込二丁目、南馬込三丁目、南馬込四丁目、南馬込五丁目、南馬込六丁目(15番・16番・24番から29番・31番から34番の全部および1番・7番・8番・30番の一部を除く。)	未整備
	池上	池上一丁目、池上二丁目、池上三丁目(1番から11番・14番から20番の全部および13番・21番の一部を除く。)、池上四丁目、池上五丁目、池上六丁目、池上七丁目、池上八丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、南馬込六丁目15番・16番・24番から29番・31番から34番の全部および1番・7番・8番・30番の一部	学研コソファン池上 (池上2-12-7)
	新井宿	山王三丁目、山王四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目	未整備
調布	嶺町	北嶺町(22番から26番の全部および1番・2番・21番の一部を除く。)、田園調布本町、田園調布南、西嶺町、東嶺町、南雪谷二丁目16番から21番の全部および15番の一部、南雪谷四丁目17番および24番の全部	未整備
	田園調布	田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目、雪谷大塚町(1番の全部を除く。)	未整備
	鵜の木	鵜の木一丁目、鵜の木二丁目、鵜の木三丁目、千鳥一丁目(1番・2番・20番・21番・23番の一部を除く。)、千鳥二丁目(27番・36番・38番から41番の全部および6番の一部を除く。)、千鳥三丁目3番および7番の一部、南久が原一丁目、南久が原二丁目	みねまちの郷 (鵜の木2-20-13)
	久が原	池上三丁目1番から11番・14番から20番の全部および13番・21番の一部、北嶺町22番から26番の全部および21番の一部、久が原一丁目、久が原二丁目、久が原三丁目、久が原四丁目、久が原五丁目、久が原六丁目、千鳥一丁目1番・2番の一部、仲池上一丁目17番・18番・23番・24番・28番から31番の全部および32番・33番の一部、仲池上二丁目17番から19番・29番・30番の全部、東雪谷五丁目11番の一部、南雪谷五丁目13番・18番から21番の全部および17番の一部	未整備
	雪谷	石川町二丁目1番・4番から8番・24番から33番の全部および2番・3番・9番の一部、上池台一丁目(1番から17番および20番の全部を除く。)、上池台二丁目、上池台三丁目、上池台四丁目、上池台五丁目、北嶺町1番および2番の一部、仲池上一丁目(17番・18番・23番・24番・28番から31番の全部および32番・33番の一部を除く。)、仲池上二丁目(17番から19番・29番・30番の全部を除く。)、東雪谷一丁目、東雪谷二丁目、東雪谷三丁目、東雪谷四丁目、東雪谷五丁目(11番の一部を除く。)、南千束一丁目34番の全部および32番の一部、南千束二丁目1番・29番から33番の全部および2番・28番の一部、南千束三丁目32番から35番の全部および31番・36番の一部、南雪谷一丁目、南雪谷二丁目(16番から21番の全部および15番の一部を除く。)、南雪谷三丁目、南雪谷四丁目(17番・24番の全部を除く。)、南雪谷五丁目(13番・18番から21番の全部および17番の一部を除く。)、雪谷大塚町1番の全部	未整備
	千束	石川町一丁目、石川町二丁目(1番・4番から8番・24番から33番の全部および2番・3番・9番の一部を除く。)、上池台一丁目1番から17番および20番の全部、北千束一丁目、北千束二丁目、北千束三丁目、南千束一丁目(34番の全部および32番の一部を除く。)、南千束二丁目(1番・29番から33番の全部および2番・28番の一部を除く。)、南千束三丁目(32番から35番の全部および31番・36番の一部を除く。)	看護小規模多機能コソファン南千束(南千束1-21-9)

(次ページに続く)

◆(看護)小規模多機能型居宅介護

基本圏域	日常生活圏域	所管区域	整備状況 (令和7年4月1日)
蒲田	六郷	仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、仲六郷四丁目、西六郷一丁目、西六郷二丁目、西六郷三丁目、西六郷四丁目、東六郷一丁目、東六郷二丁目、東六郷三丁目、南蒲田二丁目23番および28番から30番の全部、南六郷一丁目、南六郷二丁目、南六郷三丁目	未整備
	矢口	下丸子一丁目、下丸子二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、千鳥一丁目20番・21番および23番の一部、千鳥二丁目27番・36番・38番から41番の全部および6番の一部、千鳥三丁目(3番および7番の一部を除く。)、矢口一丁目、矢口二丁目、矢口三丁目	未整備
	蒲田西	新蒲田一丁目、新蒲田二丁目、新蒲田三丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、西蒲田一丁目、西蒲田二丁目、西蒲田三丁目、西蒲田四丁目、西蒲田五丁目、西蒲田六丁目、西蒲田七丁目、西蒲田八丁目、東矢口一丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目	小規模多機能型居宅介護西蒲田 (西蒲田6-10-7) 小規模多機能型居宅介護連沼 (東矢口1-18-2) ミモザ多摩川 (多摩川1-16-5)
	蒲田東	蒲田一丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、蒲田五丁目、蒲田本町一丁目、蒲田本町二丁目、西糀谷一丁目1番・12番・21番・31番の一部、東蒲田一丁目、東蒲田二丁目、南蒲田一丁目、南蒲田二丁目(23番・28番から30番の全部を除く。)、南蒲田三丁目	未整備
糀谷・羽田	大森東	大森中一丁目22番の全部、大森中二丁目13番から18番の全部、大森中三丁目6番から8番の全部、大森東四丁目、大森東五丁目、大森南一丁目6番から11番の全部および3番から5番・12番・17番・18番の一部、大森南二丁目(18番・19番の全部および17番の一部を除く。)、大森南三丁目、大森南四丁目、大森南五丁目	小規模多機能型ホーム大森東 (大森東4-35-16)
	糀谷	大森南一丁目(6番から11番の全部および3番から5番・12番・17番・18番の一部を除く。)、大森南二丁目18番・19番の全部および17番の一部、北糀谷一丁目、北糀谷二丁目、西糀谷一丁目(1番・12番・21番・31番の一部を除く。)、西糀谷二丁目、西糀谷三丁目、西糀谷四丁目、東糀谷一丁目、東糀谷二丁目、東糀谷三丁目、東糀谷四丁目、東糀谷五丁目、東糀谷六丁目	セントケア西糀谷 (西糀谷2-9-4)
	羽田	萩中一丁目、萩中二丁目、萩中三丁目、羽田一丁目、羽田二丁目、羽田三丁目、羽田四丁目、羽田五丁目、羽田六丁目、羽田旭町、羽田空港一丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目、本羽田一丁目、本羽田二丁目、本羽田三丁目	アクセス多機能センター (本羽田2-16-23)

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本圏域	日常生活圏域	所管区域	整備状況 (令和7年4月1日)
大森	大森西	大森中一丁目(22番の全部を除く。)、大森中二丁目(13番から18番の全部を除く。)、大森中三丁目(6番から8番の全部を除く。)、大森西一丁目、大森西二丁目、大森西三丁目、大森西四丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森西七丁目、大森東一丁目、大森東二丁目、大森東三丁目、大森本町一丁目9番から11番の全部、大森本町二丁目、ふるさとの浜辺公園、平和の森公園	カラーズ24 (大森西3-19-21)
	入新井	大森北一丁目、大森北二丁目、大森北三丁目、大森北四丁目、大森北五丁目、大森北六丁目、大森本町一丁目(9番から11番の全部を除く。)、京浜島一丁目、京浜島二丁目、京浜島三丁目、山王一丁目、山王二丁目、城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、城南島七丁目、昭和島一丁目、昭和島二丁目、東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目、東海六丁目、平和島一丁目、平和島二丁目、平和島三丁目、平和島四丁目、平和島五丁目、平和島六丁目、令和島一丁目、令和島二丁目	未整備
	馬込	北馬込一丁目、北馬込二丁目、中馬込一丁目、中馬込二丁目、中馬込三丁目、西馬込一丁目、西馬込二丁目、東馬込一丁目、東馬込二丁目、南馬込一丁目、南馬込二丁目、南馬込三丁目、南馬込四丁目、南馬込五丁目、南馬込六丁目(15番・16番・24番から29番・31番から34番の全部および1番・7番・8番・30番の一部を除く。)	未整備
	池上	池上一丁目、池上二丁目、池上三丁目(1番から11番・14番から20番の全部および13番・21番の一部を除く。)、池上四丁目、池上五丁目、池上六丁目、池上七丁目、池上八丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、南馬込六丁目15番・16番・24番から29番・31番から34番の全部および1番・7番・8番・30番の一部	未整備
	新井宿	山王三丁目、山王四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目	未整備
調布	嶺町	北嶺町(22番から26番の全部および1番・2番・21番の一部を除く。)、田園調布本町、田園調布南、西嶺町、東嶺町、南雪谷二丁目16番から21番の全部および15番の一部、南雪谷四丁目17番および24番の全部	未整備
	田園調布	田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目、雪谷大塚町(1番の全部を除く。)	未整備
	鵜の木	鵜の木一丁目、鵜の木二丁目、鵜の木三丁目、千鳥一丁目(1番・2番・20番・21番・23番の一部を除く。)、千鳥二丁目(27番・36番・38番から41番の全部および6番の一部を除く。)、千鳥三丁目3番および7番の一部、南久が原一丁目、南久が原二丁目	未整備
	久が原	池上三丁目1番から11番・14番から20番の全部および13番・21番の一部、北嶺町22番から26番の全部および21番の一部、久が原一丁目、久が原二丁目、久が原三丁目、久が原四丁目、久が原五丁目、久が原六丁目、千鳥一丁目1番・2番の一部、仲池上一丁目17番・18番・23番・24番・28番から31番の全部および32番・33番の一部、仲池上二丁目17番から19番・29番・30番の全部、東雪谷五丁目11番の一部、南雪谷五丁目13番・18番から21番の全部および17番の一部	未整備
	雪谷	石川町二丁目1番・4番から8番・24番から33番の全部および2番・3番・9番の一部、上池台一丁目(1番から17番および20番の全部を除く。)、上池台二丁目、上池台三丁目、上池台四丁目、上池台五丁目、北嶺町1番および2番の一部、仲池上一丁目(17番・18番・23番・24番・28番から31番の全部および32番・33番の一部を除く。)、仲池上二丁目(17番から19番・29番・30番の全部を除く。)、東雪谷一丁目、東雪谷二丁目、東雪谷三丁目、東雪谷四丁目、東雪谷五丁目(11番の一部を除く。)、南千束一丁目34番の全部および32番の一部、南千束二丁目1番・29番から33番の全部および2番・28番の一部、南千束三丁目32番から35番の全部および31番・36番の一部、南雪谷一丁目、南雪谷二丁目(16番から21番の全部および15番の一部を除く。)、南雪谷三丁目、南雪谷四丁目(17番・24番の全部を除く。)、南雪谷五丁目(13番・18番から21番の全部および17番の一部を除く。)、雪谷大塚町1番の全部	定期巡回池上長寿園 (仲池上2-24-8)
	千束	石川町一丁目、石川町二丁目(1番・4番から8番・24番から33番の全部および2番・3番・9番の一部を除く。)、上池台一丁目1番から17番および20番の全部、北千束一丁目、北千束二丁目、北千束三丁目、南千束一丁目(34番の全部および32番の一部を除く。)、南千束二丁目(1番・29番から33番の全部および2番・28番の一部を除く。)、南千束三丁目(32番から35番の全部および31番・36番の一部を除く。)	未整備

(次ページに続く)

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本圏域	日常生活圏域	所管区域	整備状況 (令和7年4月1日)
蒲田	六郷	仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、仲六郷四丁目、西六郷一丁目、西六郷二丁目、西六郷三丁目、西六郷四丁目、東六郷一丁目、東六郷二丁目、東六郷三丁目、南蒲田二丁目23番および28番から30番の全部、南六郷一丁目、南六郷二丁目、南六郷三丁目	未整備
	矢口	下丸子一丁目、下丸子二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、千鳥一丁目20番・21番および23番の一部、千鳥二丁目27番・36番・38番から41番の全部および6番の一部、千鳥三丁目(3番および7番の一部を除く。)、矢口一丁目、矢口二丁目、矢口三丁目	未整備
	蒲田西	新蒲田一丁目、新蒲田二丁目、新蒲田三丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、西蒲田一丁目、西蒲田二丁目、西蒲田三丁目、西蒲田四丁目、西蒲田五丁目、西蒲田六丁目、西蒲田七丁目、西蒲田八丁目、東矢口一丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目	未整備
	蒲田東	蒲田一丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、蒲田五丁目、蒲田本町一丁目、蒲田本町二丁目、西糺谷一丁目1番・12番・21番・31番の一部、東蒲田一丁目、東蒲田二丁目、南蒲田一丁目、南蒲田二丁目(23番・28番から30番の全部を除く。)、南蒲田三丁目	SOMPOケア在宅老人ホーム大田 (南蒲田1-1-22) そよ風定期巡回蒲田 (南蒲田2-8-10)
糺谷・羽田	大森東	大森中一丁目22番の全部、大森中二丁目13番から18番の全部、大森中三丁目6番から8番の全部、大森東四丁目、大森東五丁目、大森南一丁目6番から11番の全部および3番から5番・12番・17番・18番の一部、大森南二丁目(18番・19番の全部および17番の一部を除く。)、大森南三丁目、大森南四丁目、大森南五丁目	未整備
	糺谷	大森南一丁目(6番から11番の全部および3番から5番・12番・17番・18番の一部を除く。)、大森南二丁目18番・19番の全部および17番の一部、北糺谷一丁目、北糺谷二丁目、西糺谷一丁目(1番・12番・21番・31番の一部を除く。)、西糺谷二丁目、西糺谷三丁目、西糺谷四丁目、東糺谷一丁目、東糺谷二丁目、東糺谷三丁目、東糺谷四丁目、東糺谷五丁目、東糺谷六丁目	セントケア巡回ステーション西糺谷 (西糺谷2-9-4)
	羽田	萩中一丁目、萩中二丁目、萩中三丁目、羽田一丁目、羽田二丁目、羽田三丁目、羽田四丁目、羽田五丁目、羽田六丁目、羽田旭町、羽田空港一丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目、本羽田一丁目、本羽田二丁目、本羽田三丁目	未整備

大田区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱の補助事業により取得した建物の管理に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と土地所有者〇〇（以下、「乙」という。）とは、「大田区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱」に基づく補助金の交付の決定に当たり、認知症高齢者グループホームの施設として乙が取得する建物の管理に関し、次の通り協定を締結する。

- 1 乙は、補助事業により取得した東京都大田区〇〇●丁目●番●号の建物の管理に関し、「大田区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱」の定めに従うものとする。
- 2 乙は、補助事業により取得（工事請負者から引渡しを受けた日）した建物については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間●年（鉄筋コンクリートの場合 47 年、鉄骨造の場合 27～34 年、木造の場合 22 年）を経過するまで大田区長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- 3 乙は、上記の財産の処分制限期間内に、建物を賃貸借する認知症高齢者グループホーム運営事業者の家賃等の不払い等の事由により契約を解除する場合には、事前に大田区長に協議し、乙の責任において認知症高齢者グループホーム事業を継承する法人を選定し、新たに賃貸借契約を締結するものとする。
- 4 乙は、補助金交付決定時に付した条件を遵守するものとする。
- 5 乙は、甲が行う認知症高齢者グループホームの実地調査及び書類調査に協力するものとする。
- 6 本協定に定めのない事項、又は協定について疑義が生じた場合には、甲と乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区長 鈴木 晶 雅

乙 (所在地) 〇〇●丁目●番●号

(法人名等) (オーナーの氏名)

印